

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案
規制の名称	(1)船舶の燃料油の流出等による損害に対する保障契約締結の義務付け(第41条等関係) (2)難破物除去損害に対する保障契約締結の義務付け(第49条等関係) (3)海難遭遇時における難破物除去条約の締約国への報告の義務付け(第61条関係) (4)直接請求を受けた保険会社の被害者に対する抗弁内容の制限(第43条及び第51条関係)
規制の区分	規制の新設、拡充
担当部局	国土交通省海事局安全政策課
評価実施時期	平成31年3月7日
規制の目的、内容及び必要性等	(1)船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害に関し、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲を拡大し、総トン数1000トン超のタンカー及び一般船舶に対して保障契約の締結等を義務付けるものとする。あわせて、燃料油条約の規定に基づき、燃料油の対象範囲を拡大し、非持続性の燃料油、潤滑油等も含めることとする。 (2)難破物除去損害に関し、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲を拡大し、総トン数300トン以上のタンカー及び一般船舶に対して保障契約の締結等を義務付けるものとする。あわせて、難破物除去条約の規定に基づき、難破物及び難破物除去損害の範囲を拡大し、船舶に積載されていた貨物等が漂流したのもも含めることとする。 (3)日本国籍を有するタンカー又は一般船舶の船長に対し、難破物除去条約の締約国である外国の水域において難破物をもたらした海難に遭遇したときは、当該締約国への報告を義務付けるものとする。 (4)船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害及び難破物除去損害に関し、被害者が保険会社に対して賠償額を直接請求した場合において、保険会社は、船舶所有者が被害者に対して主張することができる抗弁のみで対抗すること等を義務付けるものとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	(1)総トン数1000トン超のタンカー(内航・外航)及び一般船舶(内航)について新たに保障契約の締結に伴う保険料支払いに係る遵守費用が発生する。 (2)総トン数300トン以上のタンカー(内航・外航)及び一般船舶(内航)について新たに保障契約の締結に伴う保険料支払いに係る遵守費用が発生する。 (3)日本国籍を有するタンカー又は一般船舶について、難破物除去条約の締約国への報告に要する費用が発生する。 (4)船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害及び難破物除去損害が発生した際は、保険会社は被害者に対して保険金支払いに係る遵守費用が発生する。
(行政費用)	(1)国土交通大臣による保障契約の締結を証する証明書の交付、船舶所有者からの報告の徴収、立入検査等に要する費用が必要となる。 (2)国土交通大臣による保障契約の締結を証する証明書の交付、船舶所有者からの報告の徴収、立入検査等に要する費用が必要となる。 (3)行政費用は発生しない。 (4)行政費用は発生しない。

直接的な効果(便益)の把握	<p>(1)賠償資力を欠く船舶による被害者への賠償が適切に行われない事態を防ぐことができるとともに、燃料油条約締結に伴い、賠償額の支払いについて、国内の保険会社のみならず、同条約に基づき、海外の保険会社に対しても、被害者が法的に実効性を担保された直接請求が可能となるため、被害者の保護の充実に大きな効果がある。</p> <p>(2)賠償資力を欠く船舶による被害者への賠償が適切に行われない事態を防ぐことができるとともに、難破物除去条約締結に伴い、賠償額の支払いについて、国内の保険会社のみならず、同条約に基づき海外の保険会社に対しても、被害者が法的に実効性を担保された直接請求が可能となるため、被害者の保護の充実に大きな効果がある。</p> <p>(3)難破物除去条約の締約国において難破物除去損害の被害者の保護が適切に行われることに寄与し、国際的責務を果たすことができる。</p> <p>(4)被害者から保険会社への賠償額の直接請求の実効性が法的に担保されることによって、被害者の保護が十分に図られることとなる。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>当該規制の新設及び拡充による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>(1)保障契約の締結に係る遵守費用及び国土交通大臣による保障契約の締結を証する証明書の交付、報告の徴収、立入検査等に要する行政費用が発生する。一方、当該規制の拡充は船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害の被害者の保護の充実に資するという大きな効果がある。</p> <p>(2)保障契約の締結に係る遵守費用及び国土交通大臣による保障契約の締結を証する証明書の交付、報告の徴収、立入検査等に要する行政費用が発生する。一方、当該規制の拡充は難破物除去損害の被害者の保護の充実に資するという大きな効果がある。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p> <p>(3)難破物除去条約の締約国への報告に要する遵守費用が発生する。一方、当該規制の新設は国際的責務を果たし、さらに我が国において難破物除去条約による被害者保護が十分に図られるという大きな効果がある。</p> <p>(4)保険会社の被害者に対する保険金支払いに要する遵守費用が発生する。一方、当該規制の新設は一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害の被害者の保護の充実に資するという大きな効果がある。</p>
代替案との比較	<p>燃料油条約及び難破物除去条約の締結のために必要な規制であるため、その内容と異なる独自の規制は代替案として想定されない。</p>
その他関連事項	<p>本法律案は、燃料油条約及び難破物除去条約関連法であり、国際海事機関(IMO)における条約案作成段階において、数年にわたり関係業界団体を含む我が国全体の意見を踏まえ、IMOにおける条約内容の検討プロセスに我が国も参加し対応してきた。</p> <p>また、平成30年8月には船主団体や保険関係団体と連携して条約締結の準備及び国内法制化のための検討会を開催するなど、有識者・関係者の意見も十分踏まえた上で本法律案の検討を実施している。</p>
事後評価の実施時期等	<p>施行から5年後に事後評価を実施する。</p>
備考	